

議案第 21 号

飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方自治法の改正に基づき会計年度任用職員へ勤勉手当の支給を行うための改正

飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年飛驒市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第11条の2 給与条例第23条の7の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項の規定中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「給料の額を月額で定めるものにあつてはそれぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額、時間額で定めるものにあつてはそれぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の時間額を月額に換算した額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第23条の7の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第21条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第21条の2 給与条例第23条の7の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは

失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第23条の7の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (給料等)</p> <p>第2条 前条の給与等とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び<u>期末手当</u>をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び<u>期末手当</u>をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>第3条～第11条 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第1条 略 (給料等)</p> <p>第2条 前条の給与等とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>第3条～第11条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(勤勉手当)</u></p> <p>第11条の2 <u>給与条例第23条の7の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項の規定中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「給料の額を月額で定めるものにあつてはそれぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額、時間額で定めるものにあつてはそれぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の時間額を月額に換算した額」と読み替えるものとする。</u></p>

第12条～第20条 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第21条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条_____において同じ。)について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、100分の122.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の102.5を乗じて得た額)」とあるのは、「報酬額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率(特定管理職員に適用される率を除く。)に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と、同条第4項中「それぞれその基準現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第9項第2号において同じ。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第23条の7の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第12条～第20条 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第21条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、100分の122.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の102.5を乗じて得た額)」とあるのは、「報酬額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率(特定管理職員に適用される率を除く。)に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と、同条第4項中「それぞれその基準現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第9項第2号において同じ。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	地方自治法の改正に基づき会計年度任用職員へ勤勉手当の支給を行うための改正
制定改廃の根拠等	地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）及び「地方自治法の一部を改正する法律（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係）の運用について（通知）」（令和5年6月9日付け総行給第29号・総行女第12号総務省自治行政局公務員部長通知）に伴い所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>国の非常勤職員との均衡を図るため、地方自治法が改正され、全ての会計年度任用職員について勤勉手当の支給が可能となった。</p> <p>改正前の地方自治法においても、フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能であったものの、総務省からの助言において、会計年度任用職員に対しては勤勉手当を支給しないことが基本とされていたことから、市条例にも勤勉手当の支給に関する規定を設けていなかったが、今般の法改正にあわせ、令和6年度より下記の基準を満たす会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するよう総務省の助言が改められたことから、所要の改正を行う。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>(1) フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給</p> <p>〈対象者〉</p> <p>任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員</p> <p>〈勤勉手当基礎額〉</p> <p>給与を月額で定めているもの：月額</p> <p>給与を時間額で定めているもの：時間額を月額に換算した額</p> <p>〈支給額〉</p> <p>勤務成績に応じて、勤勉手当基礎額に規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額</p> <p style="text-align: right;">（第11条の2関係）</p> <p>(2) パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給</p> <p>〈対象者〉</p>

	<p>任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員 (週の勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く) 〈勤勉手当基礎額〉 基準日以前6月以内の報酬の1月あたりの平均額 〈支給額〉 勤務成績に応じて、勤勉手当基礎額に規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額</p> <p style="text-align: right;">(第21条及び第21条の2関係)</p>
市民への影響等	<p>【影響の規模】令和6年度</p> フルタイム 43,555千円(114名) パートタイム 32,397千円(121名)
施行日	令和6年4月1日
備考	